

新潟市特別の理由による任意予防接種費用の助成について

骨髄移植手術等により定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方に対して、経済的な負担の軽減および感染症予防を目的として、再接種費用を助成します。事前手続きが必要ですので、新潟市保健所保健管理課までご相談ください。

対象者 以下の①～③すべての要件を満たす方

- ①骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
- ②予防接種の再接種を受ける日において新潟市に住民票（住民登録）があること
- ③接種済みの定期予防接種の接種回数および接種間隔が、定期接種の規定により接種してあること

助成の対象となる予防接種

- ・平成29年4月1日以降に接種した予防接種
- ・定期予防接種A類のワクチン
- ・予防接種法で定める特定疾病の予防接種のうち、長期療養特例のある特定疾病は規定の年齢まで（注1）、そのほかの特定疾病は20歳未満の接種

（注1）長期療養特例のある疾病と既定の年齢

- ・ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風（四種混合）：15歳未満
- ・結核（BCG）：4歳未満
- ・ヒブ感染症：10歳未満
- ・小児の肺炎球菌感染症：6歳未満

助成金額

予防接種にかかった費用

ただし、新潟市内医療機関への委託料金を上限とします

※新潟市内医療機関への委託料金は市ホームページをご覧ください

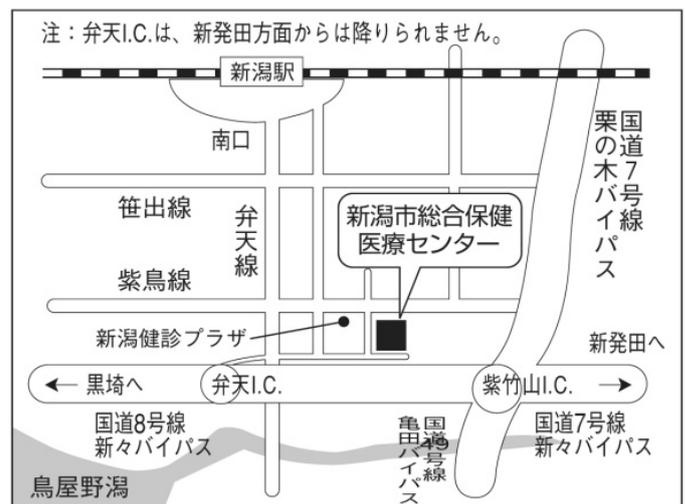
手続き方法

- ・裏面をご確認ください
- ・再接種を受ける前に必要な手続きがありますので、ご注意ください

お問い合わせ・申請先

新潟市保健所 保健管理課 感染症対策室
 住所：新潟市中央区紫竹山3-3-1
 新潟市総合保健医療センター2階
 電話：(025) 212-8194（直通）

裏面もあります



手続きのながれ

※再接種を受ける前に必要な手続きがありますので、ご注意ください

申請者

新潟市

①再接種前の手続き

「新潟市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」を記入し、添付書類とともに新潟市保健所へ提出

添付書類

1. 医師の理由書
2. 定期予防接種の履歴が確認できるもの
(母子健康手帳または接種歴が確認できるもの)

申請

②申請受付・助成金交付認定

申請を受付後、助成金交付の認定を行い「新潟市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書」を発行

※助成金を不認定とした場合は不認定通知書にて通知します

認定通知

③再接種・費用支払い

認定書を受け取った後、医療機関で予防接種を受ける

※接種費用については、いったん医療機関に支払ってください

④再接種費用の助成申請

再接種した日から6か月に達する日の属する月末まで(注2参照)に、「新潟市特別の理由による任意予防接種費用助成金支給申請書」を記入し、必要書類を添付し新潟市保健所へ提出

申請

⑤助成申請の受付・助成金の支給

助成金交付申請に必要な書類

1. 領収書の原本
2. 予防接種予診票または当該予防接種履歴が確認できるものの写し(母子健康手帳など)
3. 振込先の金融機関名・支店・口座番号・名義人氏名が分かる通帳のページの写し

(注2)

*平成29年4月1日～平成29年7月31日までに接種した方は、再接種した日から10か月に達する日の属する月末まで申請が可能です。その場合、**手続きのながれ**の「①再接種前の手続き」は必要ありませんが、添付書類(医師の理由書および接種履歴が分かるもの)は、「④再接種費用の助成申請時」に提出してください。

*「再接種した日から6か月に達する日の属する月末まで」の例

・再接種日が平成29年9月15日の場合の6か月に達する日の属する月末

⇒ 平成30年3月31日